

# 朝日大学大学院法学研究科

## 入学案内



ASAHI UNIVERSITY  
GRADUATE SCHOOL OF LAW

厚生労働省の教育訓練給付制度  
(一般教育訓練)の講座に指定  
されています。

詳しくは、本大学ホームページ  
を参照してください。



朝日大学大学院法学研究科長

大野 正博

朝日大学は、高度な科学技術の発達によってもたらされた情報社会と少子高齢化社会で増幅して惹起する法律問題や行政問題を処理することができる人材を養成するための法学教育の質的充実を目指して、実用法学の深化・応用を図ることを重視した大学院法学研究科の修士課程(教職課程の併設)を1992年4月に開設いたしました。引き続き、博士課程を目指す修士課程修了生のために、修士課程の完成年次の1994年4月に博士後期(博士)課程を開設いたしました。\*博士後期課程は、2014年度入学生から学生募集停止。

本学の教育理念である建学の精神は、「国際未来社会を切り開く社会性と創造性、そして人類普遍の人間の知性に富む人間の育成」であります。この建学の精神を具現化することを主眼とした大学院の法学教育が実施されています。

## 時代のニーズに

### ■ 税理士を目指されている方へ

研究テーマの一例

課税上の諸問題

租税回避行為

タックスヘイブン

税理士を志望しつつ、法律に関する専門知識と的確な判断力を身につけ、法的な実務に関わることができる税法のプロを目指せるよう、国税出身の教員が研究指導を行います。

また、経営学研究科に開設の会計学に関する授業科目も履修可能です。

主な専攻科目

税 法	憲 法	民事法	商 事 法
-----	-----	-----	-------

### ■ 企業法務に携わられている方へ

研究テーマの一例

リーガルリスク  
マネジメント

コンプライアンス

C S R

ビジネスの第一線で求められている、バランスのとれた的確な判断をする能力や法務処理能力を、法学の研究を通じて修得します。

また、実務と直結した法律学の研究や、法律事務に関わる専門知識の修得を図り、ビジネスとリーガルの架け橋を目指します。

主な専攻科目

商 事 法	民事法	刑事法	税 法
-------	-----	-----	-----

### ■ 地方行政等に携わられている方へ

研究テーマの一例

地方分権一括法

行政改革

労働法・労働政策

社会保障政策

行政に関わる制度、手続き、サービス等について、法的な視点から適切に執行していき、また、地方公共団体における行財政改革への取組みを推し進めるため、政策の計画や施策に必要な専門知識、問題解決能力及び創造力の修得を目指します。

主な専攻科目

行政法	憲 法	民事法	商 事 法	刑事法
-----	-----	-----	-------	-----

本学大学院法学研究科修士課程では、次の教育方針に基づき、教育と研究指導を行っています。

### 1. 実用法学を重視した教育

授業科目の構成は、実用法学を重視した教育内容となっているため、研究者を志望する者はもちろん、特に高度な専門知識を前提とする職業人の養成に向けたものとなっています。

### 2. 学生の問題意識を考えた教育

学生が主体的に教育研究に取り組むことを期待するとともに、個別教育の徹底と教育研究の充実感を高めるために各自の課題意識を尊重した教育を目指しています。

### 3. 学生の目的に応じた個別指導の徹底

教育方法の基本形式は、講義、演習、研究指導から構成していますが、履修時期等について、個別にきめ細かい指導を行います。

## 即した研究テーマ

### ■ 教育現場に従事されている方へ

研究テーマの一例

法 教 育

学 校 事 故

教科で取り扱う  
事項の専門研究

少 年 犯 罪

指導教科の教育内容に関する高い専門性及び学校教育現場で起こる様々な課題・問題の解決能力の修得を目指します。

なお、中学校教諭一種免許状（社会）又は高等学校教諭一種免許状（公民）を所有されている先生は、所定の授業科目の単位を修得し、かつ、本課程を修了することで専修免許状を修得することができます。

主な専攻科目

憲 法 | 民事法 | 刑事法 | 国際関係法 | 等

### ■ 医療及び福祉現場に従事されている方へ

研究テーマの一例

医 療 A D R

社 会 保 障

ADR 法を中心に、医療及び福祉に携わる者が備えておくべき法律知識の修得を図りつつ、医療紛争や社会福祉業務におけるトラブルの解決について研究します。

主な専攻科目

ADR法 | 憲 法 | 民事法 | 刑事法

日 大 学

## 入学者受入方針 Admission Policy

法学分野・行政学分野に関する基礎学力又は相当の経歴・経験を有する者で、同分野における幅広い学術研究の推進を目指す、将来、研究者や教育者等としての活躍を志すもの又は企業や行政若しくは法律、税務・会計等の専門的な職業において高次の応用力を発揮し、活躍することを志すものを求めています。

## 教育課程の編成方針 Curriculum Policy

広い視野に立って精深な学識を授け、法学分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的としており、この目的に基づき、本課程の教育課程は、高度な専門知識を有する研究者・職業人に必要な基本的能力や問題解決方法を修得させるべく、法律学及び政治・行政学の専門領域にかかわる専攻科目、指導教員による一貫した研究指導と論文指導を受ける演習科目、社会人学生に対応した課題研究科目、公法学及び私法学を網羅的にオムニバス形式で展開する総合科目、会計領域の専門的知識を修得するための他大学院開設の関連科目、専門領域の学識経験者からの講義を想定した特別科目を編成し、実施しています。

## 授業科目一覧

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
憲法特殊講義A	2	刑法特殊講義A	2	法哲学特殊講義A	2	課題研究I	2
憲法特殊講義B	2	刑法特殊講義B	2	法哲学特殊講義B	2	課題研究II	2
行政法特殊講義A	2	刑事政策特殊講義A	2	政治・行政学特殊講義A	2	公法総合特殊講義A	2
行政法特殊講義B	2	刑事政策特殊講義B	2	政治・行政学特殊講義B	2	公法総合特殊講義B	2
民事法(財産法)特殊講義A	2	刑事訴訟法特殊講義A	2	医事法特殊講義A	2	私法総合特殊講義A	2
民事法(財産法)特殊講義B	2	刑事訴訟法特殊講義B	2	医事法特殊講義B	2	私法総合特殊講義B	2
民事法(家族法)特殊講義A	2	労働法特殊講義A	2	ADR法特殊講義A	2	特別講義	2
民事法(家族法)特殊講義B	2	労働法特殊講義B	2	ADR法特殊講義B	2	会計学特殊講義A	2
民事訴訟法特殊講義A	2	税法(所得税法)特殊講義A	2	経済法・消費者法特殊講義A	2	会計学特殊講義B	2
民事訴訟法特殊講義B	2	税法(所得税法)特殊講義B	2	経済法・消費者法特殊講義B	2		
商法特殊講義A	2	税法(法人税法)特殊講義A	2	演習IA	2	※年度によって、開講されない授業科目があります。	
商法特殊講義B	2	税法(法人税法)特殊講義B	2	演習IB	2		
会社法特殊講義A	2	国際関係法特殊講義A	2	演習IIA	2		
会社法特殊講義B	2	国際関係法特殊講義B	2	演習IIB	2		

## 修了認定・学位授与に関する方針 Diploma Policy

教育目的に基づき、課程修了時に主専攻科目分野についての高い学識及び応用力並びに基礎的研究能力を身に付けていることを到達目標に掲げています。当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文(特定の課題についての研究成果を含む。)を提出してその審査及び最終試験に合格した者に、修士(法学)の学位を授与します。

## 教職課程

本研究科修士課程には教職課程が併設されており、中学校教諭一種免許状(社会)、高等学校教諭一種免許状(公民)の所有者は、所定の授業科目の単位を修得し、かつ、本課程を修了することで、教科に関する高度な専門性を修得しつつ、中学校教諭専修免許状(社会)、高等学校教諭専修免許状(公民)を取得する資格が得られます。したがって、現職の中学校及び高等学校教員の上級免許状取得の場として活用されるよう期待しております。

# 仕事・家事と修学の両立を支援するための履修制度

法学研究科では、現在、さまざまな専門分野で日々業務に携わっている方、子育てや家事に時間的余裕が生まれ、再び学修を志している方が、職場や社会で活かせる高度な法的専門知識、そして、その知識を応用し、職場や社会で抱える課題・問題を法的に解決できる能力を修得できるよう、豊富な専攻科目と教員スタッフを配置し、無理のない研究活動が進められる環境を整えています。

## 長期履修制度

予め標準修業年限〔2年〕を超える年限を定めて修学することができる制度です。  
 なお、この制度を利用した場合の年間授業料は、標準修業年限を修学する場合の総額〔1,200,000円／入学金及び諸納付金は別〕を許可された修業年限で除した額となります。

**土曜日に一部授業科目の開講  
 社会人に配慮した個別指導対応**



組合せにより、月曜日から金曜日までの平日勤務時間等を避けて、土曜日や平日のアフター時間帯を活用し、研究を進めることも可能となります。

(ただし、主専攻科目や履修選択する授業科目によっては、困難な場合があります。)

### 参考

#### 修学年限を4年間とした社会人の学修の流れ(例)

指導教員と相談の上、仕事や家事に配慮した履修計画を立てていただけます。

		1年目	2年目	3年目	4年目
主専攻科目	講義	4単位(年間30回)			
	演習	4単位(年間15回)		4単位(年間15回)	
	課題研究	2単位+2単位(合計60時間)…職場や自宅を主な拠点として研究			
	論文指導	修士論文の作成指導			
選択科目		計14単位 土曜日開講科目等を中心に履修し、修得			

### 学費等

費目		納付時期	入学年度納付金		2年次納付金	
			入学手続き期間内	10月	4月	10月
学費	入学金		200,000円	—	—	—
	授業料		300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
	計		500,000円	300,000円	300,000円	300,000円
諸納付金	学生保障制度維持費		3,500円	—	3,500円	—
	法学会学生会員会費		6,000円	—	—	—
合計			509,500円	300,000円	303,500円	300,000円

### 診療費補助制度

本大学の医療機関である医科歯科医療センター(瑞穂市)、朝日大学病院・PDI 岐阜歯科診療所(岐阜市)における保険診療については、自己負担金の全額を、自費診療・室料差額については、半額を対象に補助します。

## 教員の紹介

※2018年4月現在の情報です。



教授

### 下條 芳明

憲法 担当

【研究テーマ】

- 君主制および天皇制の比較憲法学的研究
- 「新アジア立憲主義」とタイ憲法政治の展開



准教授

### 高梨 文彦

行政法 担当

【研究テーマ】

- 福祉行政分野における手続のあり方

#### ■ 主な学歴・職歴

- 1976年 早稲田大学政治経済学部政治学科卒業
- 1978年 早稲田大学大学院政治学研究所修士課程修了
- 1985年 早稲田大学大学院政治学研究所博士課程単位取得退学
- 1999年 九州産業大学商学部第一部専任講師（2003年まで）
- 2003年 九州産業大学商学部第一部助教授（2007年まで）
- 2005年 憲法学会理事（現在）（2015年から常務理事）
- 2007年 九州産業大学商学部第一部教授（2015年まで）
- 2008年 タイ・タンマサート大学法学部研究調査員（2009年まで）
- 2011年 比較憲法学会理事（現在）
- 2015年 朝日大学法学部・大学院法学研究科教授（現在）
- 2016年 岐阜県個人情報保護審査会および岐阜県情報公開審査会委員（現在）
- 2016年 瑞穂市政治倫理審査会委員（現在）
- 2016年 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会委員（現在）
- 2016年 関西法政治研究会理事（現在）
- 2017年 朝日大学法制研究所長

#### ■ 主な研究活動

【著書】

- 『象徴君主制憲法の20世紀的展開 — 日本とスウェーデンとの比較研究 —』＜単著＞東信堂（2005年）
- 『現代法学と憲法』＜共著＞成文堂（1999年）
- 『日本国憲法論』＜共著＞嵯峨野書院（2000年）
- 『東南アジア諸国憲法における人権保障』＜共著＞嵯峨野書院（2000年）
- 『プラクティス法学実践教室《憲法編》《法学編》』＜共著＞成文堂（2002年）
- 『人権の条件』＜共編著＞嵯峨野書院（2007年）
- 『日本国憲法講義』＜共著＞成文堂（2009年）
- 『スウェーデンを知るための60章』＜共著＞明石書店（2009年）
- 『新・テキストブック日本国憲法』＜共編著＞嵯峨野書院（2015年）ほか多数

【論文】

- 『スウェーデン象徴君主制の成立と構造』『憲法研究』第27号（1995年）
- 『「タイ式立憲主義」における人権保障』『東南アジア諸国憲法における人権保障』嵯峨野書院（2000年）
- 『イギリス憲法政治史における内閣統治の成立と変容』『憲法研究』第36号（2004年）
- 『「タイ式立憲君主制」の形成と特質 — 憲法政治史のおよびアジア風土論的考察 —』『憲法研究』第42号（2010年）
- 『象徴天皇制の制度と理論 — 代表制論、君主論および元首論の現代的脈絡において —』『憲法における普遍性と固有性』憲法学会五十周年記念論文集』成文堂（2010年）
- 『「新アジア立憲主義」の構造問題 — 1997年および2007年のタイ憲法を素材にして —』『アジア法研究2013』第7号（2014年）
- 『日米同盟と集团的自衛権 — 政府解釈の変遷 —』『憲法研究』第48巻2号（2016年）
- 『タイ憲法裁判所の成立と展開（1998–2008） — 「新アジア立憲主義」の視点から —』『比較憲法研究』第28号（2016年）
- 『「象徴」の由来、受容および普及をめぐる一日本特有「二権分立制」の再生 —』『法政治研究』第3号（2017年）
- 『タイ王国憲法における反汚職リーガリズムの挑戦 — 「良い統治（グッド・ガバナンス）」論からの問い掛け —』朝日大学法学部開設三〇周年記念論文集』（2018年）ほか多数

#### ■ 研究指導内容

憲法学および比較憲法上の諸問題に関して、学術論文の執筆のために必要な分析力、思考力、表現力を養成する。各受講者の問題関心や研究テーマを重視するのはもちろんであるが、「憲法」をその内側から見るだけでなく、政治的・歴史的・文化的な背景をも視野に入れながら、憲法制度の本来の在り方を総合的に考察してみたい。

#### ■ 主な学歴・職歴

- 1997年 早稲田大学政治経済学部政治学科卒業
- 1999年 早稲田大学大学院政治学研究所修士課程政治学専攻行政法専修修了
- 2005年 早稲田大学大学院政治学研究所博士後期課程政治学専攻行政法専修単位取得退学
- 2005年 朝日大学法学部専任講師
- 2013年 朝日大学大学院法学研究科専任講師
- 2016年 瑞穂市行政不服審査会委員（現在）
- 2017年 羽島市行政不服審査会委員（現在）
- 2018年 朝日大学法学部・大学院法学研究科准教授（現在）

#### ■ 主な研究活動

【著書】

- 『都市と土地政策（早稲田大学現代政治経済研究所研究叢書15）』＜共著＞早稲田大学出版部（2002年）

【論文】

- 『アメリカにおけるホームレスの権利』『シェルターに対する権利』の手続的側面と実体的側面』早稲田政治公法研究75号（2004年）
- 『小田急線立体交差事業認可取消訴訟最高裁大法廷判決』（判例評釈）法令解説資料総覧291号（2006年）
- 『児童福祉行政における里親の法的位置づけ』朝日大学法学部開設三〇周年記念論文集（2018年）ほか

#### ■ 研究指導内容

行政法は公共政策の法的表現であるから、行政事件は政策をめぐる紛争の具体化でもある。政策立案に携わる者、とりわけ分権改革後の地方公務員は、今後ますます、法律論と政策論に架橋する視点を磨くことを求められよう。本研究指導もその点に常に留意しながら、行政事件を題材として、法的論点・政策的論点を的確に拾い上げ、思考の道筋をつける能力を涵養していきたい。



教授

## 坂元 弘一

税法 担当

【研究テーマ】

- 判例研究を用いた租税法理論研究
- 各税法間の課税要件規定等の異同の研究

## Asahi University Graduate School of Law Professor's Introduction

### ■主な学歴・職歴

- 1982年 横浜国立大学経済学部卒業
- 1993年 日本貿易振興会ヒューストンセンター所員
- 1996年 国税庁国際業務課課長補佐
- 1997年 国税庁酒税課課長補佐
- 2007年 関東信越国税局調査査察部長
- 2008年 高松国税局総務部長
- 2010年 国家公務員共済組合連合会経理部長
- 2013年 国税不服審判所部長審判官
- 2014年 東京国税不服審判所次席審判官
- 2016年 広島国税不服審判所長
- 2017年 朝日大学法学部・大学院法学研究科教授（現在）

### ■主な研究活動

#### 【論文】

- 「貸宅地の評価」国税不服審判所裁決等事例研究（2006年）
- 「無償による資産価値の移転と収益」国税不服審判所裁決等事例研究（2007年）
- 「国税に関する審査請求の現状と裁決の動向」日本租税研究協会租税研究773号（2014年）
- 「役員退職給与」国税不服審判所裁決評釈（2014年）
- 「申告（相続の開始を知った日）」税大ジャーナル（2015年）
- 「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日」国税不服審判所裁決評釈（2016年）
- 「給与所得（経済的利益）に係る源泉徴収」国税不服審判所裁決評釈（2017年）
- 「保証債務の履行のための譲渡に係る課税の特例についての一考察」朝日大学法学部開設三〇周年記念論文集（2018年）

### ■研究指導内容

税理士試験の試験科目の一部免除（税理士法第7条）の資格を得るための論文作成を目指した指導を行う。方法として裁判例、裁決等の事例を用いたケーススタディーを重視する。

## 教員の紹介

※2018年4月現在の情報です。



准教授

出雲 孝

民法法 担当

【研究テーマ】

■ 歴史的観点からの民法の分析



教授

平田 勇人

民法法 (民事訴訟法)・ADR 法 担当

【研究テーマ】

■ ADR (裁判外紛争解決制度) の研究、信義則に関する研究

■ 調停支援システム

(法律人工知能) の研究

### ■ 主な学歴・職歴

- 2005年 中央大学法学部法律学科卒業
- 2007年 中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了
- 2011年 中央大学大学院法学研究科博士後期課程修了
- 2015年 フランクフルト大学にて法学博士を取得
- 2017年 朝日大学法学部法学科准教授 (現在)
- 2018年 朝日大学大学院法学研究科准教授 (現在)

### ■ 主な研究活動

#### 【著書】

Die Gesetzgebungslehre im Bereich des Privatrechts bei Christian Thomasius < 単著 > Frankfurt am Main : Peter Lang Verlag (2015)

『ボウソナードと近世自然法論における所有権論』 < 単著 > 国際書院 (2016年)

『オートロジー法学』 < 共著 > 中央大学出版部 (2017年)

『身分：法における垂直関係と、水平関係』 < 共著 > 国際書院 (2017年)

#### 【論文】

「ローマ法および近世自然法論における契約類型の諸機能：多角・三角取引の分析に向けた法史学からの予備的考察」『朝日大学法学部開設三〇周年記念論文集』 (2018年)

Risk transfer in reciprocal contracts and the current progress of the revision of the Japanese Civil Code: who should bear the risk if performance has become impossible?, Thammasat Law Journal 42(4) (2013)

ほか

### ■ 研究指導内容

民法学は、実際に起こった過去の事件に対する裁判内外の判断とそれに対する理論的省察の蓄積である。講義では、重要判例を中心に、最高裁判所の判決とそれを巡る学説の諸状況について、学生の関心にひきつけながら分析、議論していきたい。

### ■ 主な学歴・職歴

- 1980年 中央大学法学部法律学科卒業
- 1983年 広島大学大学院法学研究科修士課程修了 (民事訴訟法専攻)
- 1990年 ケンブリッジ大学客員研究員 (8～9月まで)
- 2001年 裁判所民事調停委員 (地裁・簡裁) (現在)
- 2002年 愛知産業大学経営学部教授 (2006年まで)
- 2006年 名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学 (民法専攻)
- 2006年 朝日大学法学部・大学院法学研究科教授 (現在)
- 2009年 ケンブリッジ大学法学部招聘教員 (6～10月)
- 2013年 朝日大学法学部長 (兼) 法学研究科長 (2017年3月まで)
- 2016年 博士 (法学) (明治学院大学)
- 2017年 東京工業大学大学院総合理工学研究科博士後期課程単位取得退学 (知能システム科学専攻)

### ■ 主な受賞歴

- 2009年 2000 Outstanding Intellectuals of the 21st Century — 2009/2010/2011 (IBC, Cambridge, England)
- 2010年 名古屋地方裁判所長表彰

### ■ 主な研究活動

#### 【著書】

『信義則とその基層にあるもの』 (単著) 成文堂 (2006年)

『ADRの実践と理論Ⅱ』 (共著) 中央大学出版会 (2005年)

『法律人工知能—法的知識の解明と法的推論の実現 [第2版]』 (共著) 創成社出版 (2003年) ほか多数

#### 【論文】

「オンライン ADR 対応型の法律エキスパートシステムの展望」法学新報 113 巻 9・10 号 (2007年)

「トピック的思考の観点からの信義則の法解釈学的考察」

名古屋大学法政論集 207 号 (2005年)

「国際契約法における信義則」 広島法学 27 巻 2 号 (2003年) ほか多数

#### 【科学研究】

1993～1995年 科研費重点領域研究「法律エキスパート」公募研究代表者

1996～1997年 科研費重点領域研究「法律エキスパート」公募研究代表者

1996～1998年 科研費総合研究 (A)「実態調査に基づく民事訴訟実務の計量分析」研究分担者

1997～1998年 科研費重点領域研究「法律エキスパート」研究分担者

2003～2006年 科研費基盤研究 (A)「民事訴訟の計量分析 (後期調査)」研究協力者

2005～2007年 科研費特別推進研究「法創造教育方法の開発研究—法創造科学に向けて」研究協力者

2015～2017年 科研費基盤研究 (B・一般)「マルチモーダル情報に基づく議論エージェントの開発」研究分担者

### ■ 研究指導内容

民商事紛争・知的財産権紛争などをいかに解決すべきか、法解釈学のみならず法社会学・知能システム科学の観点から指導。



教授

宮島 司

商事法 担当

【研究テーマ】

■ 企業結合法の基礎法理の研究

■ 保険契約法の特質の研究

## Asahi University Graduate School of Law Professor's Introduction

### ■ 主な学歴・職歴

- 1973年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
- 1978年 慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学
- 1981年 フランス・レンヌ大学法学部訪問研究員（1983年まで）
- 1985年 大蔵省（金融庁）企業会計審議会幹事・委員（2004年まで）
- 1990年 慶應義塾大学法学部教授（2016年まで）
- 1990年 法学博士（慶應義塾大学）
- 1990年 ブラジル・サンパウロ大学法学部客員教授（1991年まで）
- 1992年 税務大学校講師（2016年まで）
- 1994年 公認会計士第二次試験委員（1997年まで）
- 2000年 慶應義塾志木高等学校長を兼任（2004年まで）
- 2003年 司法試験審査委員（2006年まで）
- 2004年 慶應義塾大学大学院法務研究科教授を兼任（2010年まで）
- 2013年 鉄道・運輸機構資産処分審議会会長（現在）
- 2016年 慶應義塾大学名誉教授
- 2016年 朝日大学法学部・大学院法学研究科教授（現在）

### ■ 主な研究活動

#### 【著書】

- 『会社法コメンタール 20』（共著）商事法務（2016年）
- 『新会社法エッセンス（第4版補正版）』（単著）弘文堂（2015年）
- 『判例講義会社法（第2版）』（共著）悠々社（2014年）
- 『会社法コメンタール 18』（共著）商事法務（2010年）
- 『現代会社法用語辞典』（編著）税務経理協会（2008年）
- ほか多数

#### 【論文】

- 「濫用的会社分割と詐害行為取消」法学研究 87 巻 9 号（2015 年）
- 「近時における会社法改正の動向 ― 企業統治に関する要綱を中心として」税経通信 68 巻 9 号（2014 年）
- 「組織法上の行為としての会社分割と詐害行為取消」『企業法の論理』所収（2013 年）
- 「会社法におけるコーポレート・ガバナンスの要点」法学研究 84 巻 11 号（2012 年）
- 「新設型組織再編における承認手続」法学研究 82 巻 12 号（2010 年）
- 「2005 年新会社法制定の背景と問題点」法学研究 81 巻 11 号（2009 年）
- ほか多数

### ■ 研究指導内容

商事法、主として会社法の現代的な課題や動向について考察することとなるが、それは決して表層的な現代的課題だけを扱うというのではなく、むしろその背後にある制度の理念や法論理の探求を通じて、制度の本来のあるべき姿までも視野に入れた考察ができるようになることを期待している。

## 教員の紹介

※2018年4月現在の情報です。



准教授

## 新津 和典

商法 担当

### 【研究テーマ】

- コーポレート・ガバナンスの基礎的研究
- 商号続用責任（会社法 22 条および商法 17 条）の研究
- ドイツ法、ヨーロッパ（EU）法、オーストリア法等との比較法的研究

### ■主な学歴・職歴

- 2003年 関西学院大学法学部卒業  
2007年 関西学院大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了  
2010年 関西学院大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了  
2010年 博士（法学）  
2010年 岡山商科大学法学部専任講師  
2012年 岡山商科大学法学部准教授（2018年3月まで）  
2014年 アレクサンダー・フォン・フンボルト財団（Alexander von Humboldt Stiftung）奨学研究員としてドイツ・ミュンヘン大学法学部民法・企業法教室において在外研究（2016年3月まで）  
2018年 朝日大学法学部・大学院法学研究科准教授（現在）

### ■主な研究活動

#### 【著書】

『入門会社法』（高橋英治編）第4章株式会社の機関第4節「監査役・監査役会」第5節「会計監査人」第6節「会計参与」第7節「指名委員会等設置会社」第8節「監査等委員会設置会社」第9節「検査役」（中央経済社、2015年）  
山下真弘＝道野真弘＝多木誠一郎＝上田真二＝新津和典『会社法の道案内（Guide to Company Law）——ゼロから迷わず実務まで』第8章「会社は「生きもの」——事業譲渡、会社分割、合併、企業買収ほか」第9章「会社の始まりと終わり——設立と解散清算」（山下真弘との共著）（法律文化社、2015年）  
『新・判例ハンドブック会社法』（鳥山恭一＝高田晴仁編）「会社分割と債務履行の見込み」「ゴルフクラブの名称の継続使用と商号続用責任」「会社分割により事業を承継した会社の商号続用責任」「別法人に対する法人格の否認とゴルフクラブ会員権の消滅時効・相続」「株式会社の新設分割と詐害行為取消権/エーアールエー事件」（日本評論社、2014年）

#### 【論文】

「ヨーロッパ私会社（SPE）から一人会社（SUP）へ——ドイツでのSPE復活論の視点から」早川勝＝正井章彦＝神作裕之＝高橋英治編『ドイツ会社法・資本市場法研究』153頁以下（中央経済社、2016年）  
新津和典訳「マティアス・ハーバーザック：従属株式会社における会社利益とグループ利益」早川勝＝正井章彦＝神作裕之＝高橋英治編『ドイツ会社法・資本市場法研究』（中央経済社、2016年）  
「ドイツにおける本拠地分離の実体とEU一人有限公司（SUP）指令案——ヨーロッパ開業の自由の現状」法律時報87巻12号72頁以下（2015年）  
「ヨーロッパにおける一人会社（Societas Unius Personae, SUP）指令案の現状——EU理事会決議を受けて」国際商事法務43巻9号1317頁以下（2015年）  
「ドイツにおけるヨーロッパ会社法でのコーポレート・ガバナンスの現状——一層制導入時の議論を中心に」関西商事法研究会創設40周年記念『会社法の潮流——理論と実務』322頁以下（新日本法規出版、2014年）  
「ドイツにおけるヨーロッパ会社法での一層制の選択肢——集中的経営モデルを中心に」藤田勝利先生古稀記念「グローバル化の中の会社法改正」352頁以下（法律文化社、2014年）  
新津和典「文献紹介高橋英治著『ドイツ会社法概説』」国際商事法務42巻9号1300頁（2013年）  
Spaltung von Aktiengesellschaften und analoge Anwendung der Regeln ueber die Haftung bei Firmenfortfuehrung: Entscheidung des Distriktrichters Osaka vom 4.10.2010, Zeitschrift fuer Japanisches Recht/Journal of Japanese Law, Nr./No. 35, S.313 (2013). (ドイツ語)  
「新設分割と商号続用による責任を定める会社法 22 条の類推適用」金融・商

事判例1405号10頁以下（2012年）

「会社法 22 条の趣旨と 2 項の意義——その起源であるドイツ法での立法理由から」銀行法務752号20頁以下（2012年）

新津和典「Moritz Baelz, Marc Dernauer, Christopher Heath, Anja Petersen-Padberg 編 Business Law in Japan—Cases and Comments（日本における商事法——判例と解説（マックスプランク研究所 Prof.Dr.Harald Baum 選題記念論文集）」ビジネス法務12巻12号123頁（2012年）（書評）Einfuehrung eines Konzernrechts in Japan: Der Zwischenentwurf und die ergaenzenden Erlaeuterungen (zusammen mit Eiji Takahashi), in: Zeitschrift fuer Japanisches Recht (ZJAPANR) 33 (2012), S. 13 ff. (ドイツ語)

「ヨーロッパ会社（SE）法制の現状と課題〔上〕〔下完〕」旬刊商事法務1958号4頁以下・1959号46頁以下（2012年）（高橋英治との共著）

Book Review: Principles of Japanese Corporation Law, Interdisciplinary Journal of Economics and Business Law, Volume 1 Issue 1, pp.118-121 (2011).

「会社と競争関係にある株主による株主名簿閲覧請求」旬刊商事法務1947号44頁以下（2011年）

「ドイツ・オーストリア法における企業共同決定制度と日本の立法への示唆」法学雑誌57巻2号204頁以下（2011年）

「社員権論の歴史性と現代性——株主権の再検討」私法73号210頁以下（2011年）

「取締役の報酬と株主全員の同意」金融・商事判例1363号9頁以下（2011年）

「ドイツとオーストリアの監査役会従業員代表制度」ビジネス法務11巻4号112頁以下（2011年）

「ヨーロッパ私会社規則の現状——日本法への示唆」国際商事法務38巻11号1481頁以下（2010年）（高橋英治との共著）

「ドイツ法における従属会社の存続保護——イメンガとゲスラーの論争を中心に」関西法律特許事務所開設45周年記念論文集『民事法の諸問題 第5巻（上巻）』159頁以下（2010年 第一法規出版）（高橋英治との共著）

「『企業自体』の理論と普遍的理念としての株主権の『私益性』（2）——ドイツとアメリカにおける株式会社の構造変革」法と政治60巻3号1頁以下（2009年）

「会社分割の場合に商号続用事業譲渡会社責任規定（会社法二二条一項）の類推適用が肯定された事例」法と政治60巻2号91頁以下（2009年）

「『企業自体』の理論と普遍的理念としての株主権の『私益性』（1）——ドイツとアメリカにおける株式会社の構造変革」法と政治59巻4号109頁以下（2009年）

「19世紀ドイツにおける社員権論の生成と展開——社員権論の歴史性と現代的意義」法と政治59巻1号185頁以下（2008年）

平成24年度～平成25年度

科学研究費若手研究（B）「株主権の本質と制約に関する比較法研究とその実態調査」

### ■研究指導内容

商法、主として会社法について、その生成期から今日に至るまで底辺に流れる基本的な理念や根本的な原理を十分に理解した上で、今日におけるあるべき姿をにらみつつ、より広い視野から現行法を批判的に検討することができるように研究指導する。

具体的には、本学の建学の精神も「社会性」として指摘するように、企業の社会性を等閑視することなく、また本学が「大学の使命・目的」として「広く知識を世界にもとめ」ることを謳うように、外国法とも比較しつつ研究すべきことを指導する。



教授

## 大野 正博

刑法法（刑法・刑事訴訟法）  
担当

### 【研究テーマ】

- 科学的捜査の必要性と  
人権保障のバランス



准教授

## 宮坂 果麻理

刑法法（刑事政策）担当

### 【研究テーマ】

- 傷害罪における「傷害」の概念
- 少年保護事件における不服申立  
制度について
- 更生保護

### ■ 主な学歴・職歴

- 2000年 博士（法学）
- 2000年 宮崎産業経営大学法学部専任講師
- 2002年 朝日大学法学部助教授
- 2007年 朝日大学法学部教授（現在）
- 2008年 岐阜県弁護士会綱紀委員会委員（現在）
- 2009年 朝日大学大学院法学研究科教授（現在）
- 2011年 岐阜労働局紛争調整委員会委員（現在）
- 2012年 岐阜県指定管理者審査委員会委員（現在）
- 2012年 岐阜県公益認定等審議会委員（現在）
- 2012年 保護司（現在）
- 2013年 朝日大学副法務部長（2017年まで）
- 2013年 保護司選考委員会委員（現在）
- 2013年 岐阜刑務所篤志面接委員（現在）
- 2013年 岐阜県労働委員会公益委員（現在）
- 2015年 朝日大学学生部長（2017年まで）
- 2015年 公益財団法人岐阜県浄水事業公社評議員（現在）
- 2016年 岐阜県立各務原高等学校評議員（現在）
- 2016年 岐阜県行政不服審査会委員（現在）
- 2017年 朝日大学法学部長（現在）
- 2017年 朝日大学大学院法学研究科長（現在）

### ■ 主な受賞歴

- 2013年 瑞穂市自治功労者表彰
- 2013年 瑞穂・本巣・北方地区防犯功労者表彰
- 2015年 岐阜県保護司会連合会会長表彰
- 2017年 岐阜保護観察所長表彰

### ■ 主な研究活動

#### 【著書】

- 『よくわかる刑事訴訟法 [第2版]』〈共著〉ミネルヴァ書房（2016年）
- 『刑事訴訟法教室』〈共著〉法律文化社（2013年）
- 『刑事訴訟法』〈共著〉弘文堂（2012年）
- 『現代型捜査とその規制』〈単著〉成文堂（2001年）
- ほか多数

#### 【論文】

- 「GPS を用いた被疑者等の位置情報探索」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集・下巻』成文堂（2014年）
- 「いわゆる『現代型捜査』の発展と法の変遷」法学セミナー752号（2017年）
- その他、多数

### ■ 研究指導内容

刑法、刑事訴訟法における現代的課題をテーマとして、研究・指導する予定である。

### ■ 主な学歴・職歴

- 1996年 朝日大学大学院法学研究科博士前期課程（法学専攻）修了
- 1998年 朝日大学大学院法学研究科博士前期課程 TA
- 1999年 朝日大学法学部 RA
- 2000年 朝日大学大学院法学研究科博士後期課程（法学専攻）単位取得退学
- 2000年 朝日大学法学部 PD
- 2000年 三重短期大学法経科非常勤講師
- 2003年 藤田保健衛生大学衛生学部非常勤講師
- 2005年 朝日大学法学部専任講師
- 2007年 岐阜県西濃地域感染症診査協議会委員（2017年3月まで）
- 2008年 岐阜県自然環境保全審議会委員（現在）
- 2008年 瑞穂市男女共同参画推進審議会会長（現在）
- 2011年 岐阜県公共用地利用審議会委員（現在）
- 2012年 恵那市法令遵守審査委員（現在）
- 2013年 朝日大学大学院法学研究科専任講師
- 2017年 岐阜県最低賃金審議会公益委員（現在）
- 2018年 朝日大学法学部・大学院法学研究科准教授（現在）

### ■ 主な研究活動

#### 【著書】

- 『新・初めての人權』〈共著〉法律文化社（2012年）
- 『確認刑事政策・犯罪学用語 250 [第2版]』〈共著〉成文堂（2010年）
- 『市民のための法学入門 [第2版]』〈共著〉成文堂（2008年）
- 『看護従事者のためのわかりやすい関係法令』〈共著〉嵯峨野書院（2008年）

#### 【論文】

- 「少年再審問題における一考察」朝日大学大学院法学研究論集創刊号
- 「少年保護事件における附添人制度のあり方」朝日大学大学院法学研究論集第2号
- 「少年と死刑」『三原憲三先生古稀祝賀論文集』成文堂

### ■ 研究指導内容

社会象としての「犯罪」・「非行」に対して、我が国の刑事司法制度が、いかなる施策を講じてきたのかにつき、分析・検討する。

## 教員の紹介

※2018年4月現在の情報です。



教授

### 杉島 正秋

国際関係法 担当

【研究テーマ】

- 軍縮・安全保障問題の国際法的分析
- 障害がある人の権利保障



教授

### 岡寄 修

基礎法 担当

【研究テーマ】

- 19-20世紀のアメリカ法思想
- 法学方法論：法律学と科学

### 主な学歴・職歴

- 1981年 金沢大学法文学部法学科卒業
- 1984年 名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程修了
- 1987年 名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学
- 1987年 名古屋大学法学部助手
- 1988年 朝日大学法学部助手
- 1989年 朝日大学法学部講師
- 1992年 朝日大学法学部助教
- 2002年 朝日大学法学部教授（現在）
- 2005年 朝日大学大学院法学研究科教授（現在）
- 2007年 朝日大学法学部長（2013年まで）
- 2009年 朝日大学大学院法学研究科長（2013年まで）

### 主な研究活動

【著書】

『バイオテロの包括的研究』朝日大学法制研究所叢書第6号（2003年）

【論文】

「生物テロと不拡散」『大量破壊兵器の軍縮論』黒澤満（編）信山社（2004年）

【社会活動等】

岐阜県要約筆記奉仕員派遣事業登録者（PC）  
ぎふ清流大会情報支援ボランティア養成講座講師

### 研究指導内容

国際法の基本的特色や機能を理解した上で、各自の問題関心に即して、論文を執筆できるように指導する。表面的な現象だけを網羅的に記述するのではなく、執筆テーマの検討・分析を通じて、現在の国際法が抱える基本的問題に光をあてられるよう、論文指導の際には留意している。

### 主な学歴・職歴

- 1974年 明治大学法学部法律学科卒業
- 1974年 トヨタ東京カローラ(株)入社（1975年12月退職）
- 1979年 明治大学大学院法学研究科博士前期課程修了（法哲学・法思想史専攻）
- 1985年 明治大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学（法哲学・法思想史専攻）
- 1985年 明治大学法学部教務助手補（1990年3月退職）
- 1991年 明治大学法学部非常勤講師（英米法担当/1994年3月まで）
- 1992年 駒澤大学法学部非常勤講師（英米法担当/1994年3月まで）
- 1996年 駒澤大学法学部非常勤講師（法社会学担当/2009年3月まで）
- 2006年 朝日大学法学部非常勤講師（法思想史担当）
- 2008年 朝日大学法学部専任講師（法思想史担当）
- 2010年 朝日大学法学部准教授（法思想史担当）
- 2013年 朝日大学大学院法学研究科准教授
- 2017年 朝日大学法学部教授（法思想史担当/現在）
- 2017年 朝日大学大学院法学研究科教授（現在）

### 主な研究活動

【著書】

『レッセ・フェールとプラグマティズム法学：19世紀アメリカにおける法と社会』〈単著〉成文堂（2013年）  
『市民のための法学入門』〈共著〉成文堂（2002年）  
『教養法学入門』〈共著〉成文堂（1995年）  
翻訳書  
P. ボウラー著『進歩の発明：ヴィクトリ時代の歴史意識』〈単独訳〉平凡社（1995年）  
P. スタイン著『法進化のメタヒストリー』〈共訳〉文眞堂（1989年）  
クリストファー・ストーン著『樹木の当事者適格』『リーディングス環境』第2巻：権利と価値所収〈共訳〉有斐閣（2006年）

【論文】

Master and Servantlaw の歴史的変遷——労働に見る「身分から契約へ」——朝日法学論集第43号（2012年）  
「儒教的伝統と西洋の法制度」朝日法学論集第38号（2010年）  
「契約観に見る日米の相違」宮崎産業経営大学法学論集第16巻（2006年）  
「マーシャル・コートにおける古典的リパブリカニズムの伝統：19世紀初頭アメリカ合衆国最高裁の課題」『三原憲三先生古希祝賀論文集』成文堂（2002年）  
「『公正価格』の社会史：19世紀アメリカ契約法における意思理論の登場」宮崎産業経営大学法学論集第18巻（2008年）  
「19世紀アメリカにおける法人政策の劇的変化：Charles River Bridge 事件判決に見る近代の誕生」朝日大学大学院法学研究論集第8号（2008年）  
「アメリカにおける統一標準時の導入」朝日法学論集第36号（2009年）  
「アメリカにおけるリパブリカニズムの伝統」朝日法学論集第37号（2010年）  
「法の自然史：ヘンリー・メインの歴史法学」思想 No.780（1989年）ほか

### 研究指導内容

実定法解釈の研究とは異なり、基礎法学では、法律学とはどのような性格の学問なのかに焦点を当てることにします。これは、実定法解釈においてはあまり目を向けられない分野で、哲学の認識論（知識論）と密接に関わる領域です。明治の初期に日本がドイツ法を導入した関係で、今でも法解釈学ではパンデクテン法学の影響が色濃く見られます。しかし、これはドイツでも19世紀後半以降に隆盛したもので、必ずしもそれ以前から受け継がれてきたわけではありません。しかも、パンデクテン法学に見られる方法は、17世紀の科学革命に端を発し、19世紀に学問の主流になった近代科学の方法との間に大きな違いもあります。「法哲学特殊講義 A」では、この近代科学の歴史を辿りながら、科学的な思考とはどのようなものかを見るときともに、法解釈学と近代科学とはどのような性格の違いがあるのかを考えてゆきます。これは、条文や判例の研究を行う解釈法学においては、日頃あまり触れられない問題ですが、法解釈学の性格を理解するために、非常に重要な視点を提供してくれます。「法哲学特殊講義 B」では、20世紀アメリカにおいてダーウィンの進化思想の影響を受けて唱えられ始めたプラグマティズムという哲学に焦点を当て、これが従来の法解釈学に対し、どのような視点から批判を展開したのかを見てゆきます。プラグマティズム法学の流れを受けたリアリズム法学の中で、とりわけ異彩を放つのがジェローム・フランクという人物ですが、彼の法律学批判を通じ、これまで解釈法学ではあまり光を当てられなかった法廷での事実認定が、いったいどのようなプロセスなのかについても見てゆくことにします。事実とは何かという問題は認識論の中心に位置し、最近では脳の研究とも絡む形で、非常に興味ある研究分野にもなっています。そうした成果も取り入れながら、法律学における事実とは何かを考えてみたいと思います。

【会計学特殊講義】

### 小島 信史 兼担教授

本特論では、現代会計学の基本的な論点の考察を行う。また、適宜、近年注目を集めている中小企業会計、国際税務などにもふれることとする。さらに、国際統合の方向に進むわが国の制度会計に多大な影響をあたえる国際財務報告基準・米国会計基準等の動向にも目を向けたい。

#### ■ 主な学歴・職歴

- 1984年 信州大学経済学部経済学科卒業
- 1987年 中京大学大学院法学研究科商法専攻  
修士課程修了
- 1988年 税理士登録
- 1990年 朝日大学経営学部専任講師
- 1994年 朝日大学経営学部助教授
- 2001年 朝日大学経営学部教授（現在）
- 2001年 朝日大学大学院経営学研究科教授（現在）
- 2013年 朝日大学経営学部経営学科長（2017年まで）

Asahi University Graduate School of Law  
Professor's Introduction





## 森 啓示

専攻科目：民事法

指導教員：平田 勇人

私は朝日大学大学院法学研究科に社会人入試で入学しました。現在、私は同大学剣道部の指導をさせていただいておりますが、剣道を主としたスポーツと法に密接に関係する民事法という分野について深く学び、その知識を教育（学生指導）に生かしていきたいと思っています。民法の基本原則の一つに「信義誠実の原則」があります。相手側の信頼を裏切ることなく、誠実に行動すべきであるという信義則が我々の私生活の中でも最も大切な部分ではないかと考え、法体系の根本である信義則を研究されている平田勇人教授の下で研究していきたいと思い、大学院を志願しました。

私は体育学部卒業で法学部ではなかったことから、法律の専門的な講義を受けるのは初めてであり、不安でしたが、先生方の丁寧なわかりやすい御指導のおかげで不安もなくなりました。

講義カリキュラムも社会人学生に配慮されており、無理なく仕事と学業が両立できるようになっております。特に土曜日に行われる講義は、幅広く法律を学修できるので、とても有意義な時間になっております。また、施設・設備も魅力的であり、図書館には専門書が充実し、インターネット上からは判例を検索できるなど、学修環境は非常に優れております。学校までのアクセスを見ても、最寄り駅である JR 穂積駅からは徒歩 20 分程度、スクールバスも運行されていますので、意欲さえあれば幅広い年代層の方々の学修が可能であると思われれます。

今後は修士論文執筆に向け、精一杯努力することはもちろんですが、民事法を専門的に学修することで人間的知性に富む人間になる努力、そして、社会全体の利益、幸福な社会が実現されていくように微力ではありますが、社会に貢献したいと思っております。



## 大藪 幸太郎

専攻科目：税法

指導教員：坂元 弘一

私は、現在、税理士を目指し、税理士事務所に勤務しながら税法科目の法人税法を学んでいます。税法について深く学び、少しでも早く税理士として社会に貢献するため、大学院への進学を決断しました。

朝日大学は、名古屋からのアクセスもよく、最寄り駅からはスクールバスも運行されています。大学院生には、各自に研究室が設けられ、パソコン、プリンター等の設備も充実しており、充実した学修環境で研究することができます。

講義は、社会人に配慮されたカリキュラムとなっており、社会人の方でも安心して就学できます。私は、税理士を目指しているため、受講している科目は、法人税法、所得税法、労働法、商法、会社法等です。教えていただいている教授は、法律学における各分野の第一線で研究・活躍されています。講義は、法学部出身ではない私でも理解できるよう配慮しつつ教えていただけるため、楽しく学ばせていただいております。また、少人数での講義のため、疑問・質問があれば、その場で解決することができます。

坂元教授のゼミでは、所得税・法人税法の各論点について深く広く教えていただいております。そして、その知識をもとに判例研究を行っています。また、国税庁における質疑応答事例の研究も行っています。どちらも、勉強中である法人税法の理解の深化を図ることが出来るのは勿論のこと、今後、実務で飛躍していくための重要な知識だと確信しています。

大学院の貴重な2年間、時間を無駄にせず、知識を吸収し、その知識を実務で活用できるように形作っていきます。



## 青木 友美

専攻科目：ADR法

指導教員：平田 勇人

私は、56歳で岐阜県立華陽フロンティア高校定時制課程に入学し、私の学生生活が始まりました。高校の先生の勧めもあり、2013年に朝日大学法学部に入学しました。入学志願理由にも書きましたが、法学部を選んだ理由として、「私は今、自分が生活しているこの社会でどのように法律に関わり、どのように個人が守られているか」というようなことを感じたからです。

憲法、民法、刑法、その他にも様々な法律がありますが、2年次から平田先生のゼミに入り、民事訴訟法は私が興味を持てた生活する上で一番身近に感じた法律科目でした。それゆえ、大学院入学後も平田先生の指導を受けています。中でも私は歴史的には浅いが一般的になりつつある法規であるADR法、現代社会で大小さまざまな問題の波が押し寄せる時に個人はどうしたらよいか、何をどのように考え、言動、行動したら楽しい日常生活が送れるか、日々を納得して過ごせるかと人は考えますが、小さな不満は積み重なり問題となってしまう、そんな時に活かされる法規です。私は、大学・大学院とは、様々な人が学修し、会話できる場所、若い人に学ぶことのできる心が軽く明るくなる場所であると感じています。朝日大学には経験豊かなすばらしい教授陣が揃い、先生方との普段の会話もそれは楽しいものです。何気ない会話でも、聞き逃してはもったいないと思いつつ楽しんでいきます。朝日大学の学修環境は、学生が使いやすいように整備されており、研究室、パソコン、プリンター、研究資料が充実した図書館など学修する上で全く不自由はありません。

朝日大学には学生のための各種の制度があり、仕事をしながら学ぶことができる制度もあります。様々な制度を選択、利用しながら、もう一度学び直す又は学ぶ、生涯学び続けるという姿勢も身に付くように感じます。大学院生ですので、修士論文執筆には精一杯の努力をしていきます。10代や20代の学生と勉強を通じて幅広い交流ができ、時事問題とか今まで意識しなかったことを法学的に考えたり、多角的な視点から考えたりすることの大切さ、学ぶことの面白さも学びました。目には見えないものの大切さも学び、感じ取れるように思います。家事、仕事、学業といろいろですが、両立させながら、戸惑い悩みながらも毎日一歩ずつポジティブに先に向かっていきます。今までに私が経験してきたこと、学んだことを活かした修士論文が完成するよう頑張っていきます。そして、学んだことが少しでも社会貢献に役立ち、活かされることを望みつつ、チャレンジしていきたいと考えています。





### 奈良井 肇

専攻科目：税法

指導教員：坂元 弘一

「奈良井さん、〇〇高校出身だそうですけど、何年卒業ですか？」

「昭和40年3月です」

「そうですか、私の7年先輩ですね」

こんな会話で下條教授の〔憲法〕の授業が……大学院での最初の授業が始まりました。

『昭和天皇実録』をテキストに戦後（昭和21年）の国家の在り方、皇室の存続、憲法制定のための色々な組織・人物の働き等々…自分もその時、その場にいるかのような臨場感、教授の解説で新たな知識を得るワクワク感。翌週の授業が待ち遠しいばかりです。

〔商法〕〔会社法〕での宮島教授、「商人とは？」「法人とは何？」「会社法を読んだことは？」矢継ぎ早に質問。うろたえて、戸惑うばかりで回答のできない自分がいました。それからが楽しいのです。「商法4条見てみようか」「会社法××条の…」「民法121条の取消しの効果」ほとんど語んじて条文を指し示めして、社会経済などの実例を解析し、教示して下さるのです。先日も「この頃の株主総会の実情はね…」「商法学者の…」興味津々です。

小島教授には、「財務諸表の試験は、会計学に興味湧いて好きになったら自然に合格するよ!!」と諭されて、人生訓にも通じる「会計学」を〈人間・小島税理士先生〉に学んでいます。

私は、税理士事務所勤務歴約50年になります。

裁判所の判決文は未経験でした。「…と所得の帰属」読み慣れない判決文に、原告の主張に、被告の反論に、はたまた、適用条文は、過去の判例は、と四苦八苦です。『租税判例百選』を教材にした指導教員の坂元弘一教授の〔演習I〕の授業です。〔所得税法〕と〔法人税法〕の授業をも併せて受けて、「租税法律主義」とか「益金・損金の意義」とか、各諸々の判例の検討や〈質疑応答〉を題材にお教えいただき、又、私が無謀にも、〈質疑応答〉の回答に学問的裏づけのない実務経験だけの暴論的意見を語っても、国税庁ご出身の坂元教授には、税法の存在意義とか、正しい法解釈とか、啓蒙的な、目から鱗のご教示をいただき、日々、一授業一授業が新鮮な驚きと喜びです。

今、この環境に身を置けている事に感謝しつつ、結果に囚われすぎず、学問を趣味のように楽しんで生活したいと思う今日この刻です。

## 修了生からのメッセージ



### 吉村 俊介

博士前期課程

2014年3月修了

指導教員：粟津 明博

私は以前より税理士事務所に勤務しており、税理士を志望して朝日大学の法学研究科へ入学しました。入学の動機は、税理士試験の会計2科目と税法（法人税法）の計3科目を取得済みであったため、残りの税理士試験の科目免除を受けて税理士になること、そして税理士の業務として単に法律の知識があるかだけでなく、法律の解釈が重要であるため判例研究により税法への理解を深める必要があったからです。税法専攻の粟津教授は過去にも税理士試験免除者を輩出され、税法の解釈論をテーマにしておられるため、私の志望動機に合致していました。

私は大学時代、経済学部経営学専攻でしたので、入学当初は法学の講義についていけるか心配をしていましたが、粟津教授から直接丁寧な指導を受けることができ、受講を重ねるたびに当初の心配は無くなりました。私の専攻は税法ですが、税理士の仕事をするためには税法だけでなく、民法、会社法、訴訟法等の知識も必要となります。朝日大学大学院では、仕事に必要となるこれらの科目も万遍なく受講ができ、多くの科目がゼミ形式だったので、先生や他の学生との議論を尽くすことができました。

講義ではレポートの作成等が必要でしたが、学生には研究室を提供していただけるため、研究室のパソコンを使ってレポートを作成することや、インターネット上で判例を検索するなどして、集中して研究を進めることができます。また、朝日大学の図書館には多くの判例集や書籍が揃えられており、大学の図書館のホームページから文献の検索をすると探している書籍がすぐに見つかります。もし図書館に必要な書籍が無かった場合でも、他大学の図書館に複写依頼をすることにより、必要な資料はすぐに集めることができます。

修士論文は、興味深い最近の判例を集め、その中からテーマの合うものを幾つか選び出して、関係する判例評釈等を大学図書館等で収集して、自分なりの考えをまとめながら進めました。粟津教授とは何度も議論を繰り返し、納得できる結論を導き出すことが出来ました。

大学院での研究はとても短い期間でしたが、内容が凝縮された充実した2年間でした。2014年の春に修了した後、すぐに税理士試験免除のための修士論文審査が通り、無事に税理士登録をすることができました。これからは朝日大学大学院で学んだことを生かし、税に関わる仕事を通して社会貢献をしていきます。



## 伊藤 隆介

博士前期課程

2015年3月修了

指導教員：栗津 明博

私は、法科大学院を修了後、企業法務を中心に仕事をしてきましたが、より深く学問を修めようと考えていたところ、社会人向けの学修環境及びカリキュラムが整っている場として勧められたのが朝日大学でした。受験前に実際に本学に訪問し、指導教授となる栗津教授と面談をしていく中で、本学の充実した施設・設備、教員・学事課等スタッフのサポート体制に魅力を感じ、本学の法学研究科（専攻：税法）に進学をしました。

朝日大学大学院では、学生専用の研究室が割り当てられ、図書館には専門書が充実し、最新判例・情報にアクセスできる LEXDB をはじめとした専門データベースの利用が可能である等、学業に専念できる他、土曜日に開講される授業がある、最寄り駅から本学までの直通バスが運行されている等、就学のしやすい点が仕事との両立を助けてくれました。

講義は少数によるゼミ形式をとっており、対話をしながら疑問の解消や理解の深化を図ることが出来、充実した日々を過ごすことが出来ました。また、時事問題を多く取り入れており、法学的な視点から切り込んで物事を考えること、多角的な視点をもつことの大切さを学びました。

社会人を多く受け入れていることから、父親世代で社会人経験の豊富な経営者、理系から転向し税理士取得に向けて努力している 20 代等とバックグラウンド・経験が異なる方々を学友に持ち、ときには、10 代・20 代の本学学部生と共に勉強する機会に誘っていただく等、幅広い交流を持つことが出来、現在でも連絡を取り合っています。

修士論文は、自分の経験を活かし、税法と私法に関する問題に挑戦させていただき、栗津教授の的確なアドバイスのもと、論文を完成させることが出来ました。社会人になってから再び学ぶ機会と仕事・学業を両立させながら修士論文の提出までやりきる経験をさせていただいたことまた、修業まで支えていただいたことに本当に感謝しております。この経験を活かし、今後も更にチャレンジを続けていきたいと考えています。



## 箕浦 正典

修士課程

2018年3月修了

指導教員：栗津 明博

私は、印刷出版関係の企業に5年ほど勤務していましたが、税理士で事業を営んでいる父の姿や、そのお客様との係り合いから、自分も税理士になろうと思いました。そこで、まず税理士試験の会計2科目を合格し、少しでも早く税理士になり、活躍したいとの思いがあったので、税法1科目でも合格した後は、残りの税理士試験の税法科目免除を受けようと考えました。自分の思いや環境に合う大学院探しをはじめ、名古屋市やその近郊に数ある大学院の中で、地元（岐阜県）にある朝日大学大学院に巡り合うことができました。朝日大学大学院法学研究科の指導教員は、これまでに数多くの税理士試験税法免除者を輩出していること、講義は法解釈の立場から判例等を題材に具体的事例に即して税法を学び、国税庁に勤務されていたこともあり、実務経験を踏まえた税務行政の現状にふれるものであることに魅力を感じ、税理士試験会計2科目合格のみの税法科目に合格しないまま33歳のときに社会人入試で入学しました。

大学は他大学で学んでいたのですが、情報関係の学部で法学部ではなく、一般教養科目で法律を少し勉強した程度で、就職した企業では営業企画をしていたので、入学前は大学院法学研究科の講義についていけるのか心配していました。しかし、指導教員をはじめ各先生方は、とても丁寧な指導をしてくださり、とても理解しやすかったです。税法以外の法学の科目も優秀な先生方が在籍しており、幅広い知識を身に着けることができました。また、大学院在籍中は、専門学校へも通学している状況でしたが、授業の開講日時を臨機応変に対応していただき、大学院での研究と税理士試験勉強を両立することができました。そのおかげで、大学院2年次に税理士試験税法1科目に合格することができ、卒業と同時に試験免除申請を行うことができました。

大学のハード面では、パソコン・プリンター・コピー機等のある院生研究室、税法に関する資料が充実した図書館、書籍販売店があり、ソフト面では、学事二課や図書館のスタッフの方がしっかりと学習や研究のサポートをしてくださり万全の研究環境であること、アクセス面では、JR穂積駅間でのバスの運行、周辺に賃貸駐車場があり、自動車通学が可能で通学の利便性が高いです。

修士論文は、最近の判例から興味のあるものをいくつか集め、類似の比較ができる判例を選び出してテーマを決定し、関係する判例評釈や参考書籍等を収集して、自分なりの考えや意見を指導教員と議論を繰り返しながら結論を導き出して執筆を進めました。

大学院での研究はあっという間の2年間でした。それだけ充実した時間を過ごせたのだと思います。大学院で学んだ経験を基礎として更なるスキルアップに精進し、税務を通して人の役に立てるよう邁進していきたいと考えています。

# 建学の精神

The University's Mission

## 社会性、創造性、人間的知性の確立

本学の建学の精神は、国際未来社会を切り開く社会性と創造性、そして、人類普遍の人間的知性に富む人間を育成することにある。

人類共存の理念は、今や地球の資源・環境問題をはじめ高齢化社会に伴う労働問題、先進国の国際経済問題、発展途上国の社会経済問題など、解決すべき諸問題に直面している。これらの課題と取り組み、人類の繁栄と幸福を推進するため、国際性と社会性に富む人間、和を重んずる心豊かな人間を育成する。



高度な産業化・情報化の社会を迎えて、人間の生活様式も価値観も激変している。このさい科学・技術の健全な発達を図る反面、技術の独走が警戒される。従って人類普遍の理念としての人間性の発揚を志し、自己を確立し、人権と自由を尊重する調和ある国際未来社会を建設するため、新しい人間的知性の涵養<sup>※</sup>を企図するものである。

※涵養(かんよう) …自然に水がしみこむように徐々に養い育てること。

人類は、科学・技術のめざましい発展により、物質的豊かさを獲得したが、この科学・技術の発展はまた、豊かな人間性の涵養<sup>※</sup>に資するものでなくてはならない。先端的科学の進歩と豊かな人間性との調和を図るため人類は創造的英知を発揮する必要がある。本学は、このため自然科学と人文・社会科学、その他芸術との学際的協力により、専門的かつ総合的な教育・研究活動を推進する。



# 沿革

## History

- 1971年 2月 学校法人岐阜歯科大学設立認可
- 1971年 4月 岐阜歯科大学開設
- 1971年 5月 岐阜歯科大学附属病院開設
- 1973年 4月 岐阜歯科大学附属歯科衛生士学校開設  
岐阜市内にある村上外科病院が本学に寄附され、本学附属村上記念病院となる
- 1973年11月 ニューヨーク州立大学バッファロー校歯学部(アメリカ)と姉妹校協定を締結
- 1977年 3月 附属歯科衛生士学校が専修学校として認可
- 1977年 4月 大学院歯学研究科開設(歯学専攻、博士課程)  
附属歯科衛生士学校から附属歯科衛生士専門学校に名称変更
- 1979年 7月 岐阜歯科大学歯科臨床研究所  
附属歯科診療所開設
- 1981年10月 10周年記念館完成
- 1982年 4月 オカンボ大学歯学部(フィリピン)と姉妹校協定を締結
- 1982年 6月 中山医学院(台湾)と姉妹校協定を締結
- 1984年 9月 附属村上記念病院を新築移転
- 1984年11月 北京大学口腔医学院と姉妹校協定を締結
- 1985年 4月 経営学部経営学科開設  
法人の名称を学校法人朝日大学に、大学の名称を朝日大学に、附属歯科衛生士専門学校を朝日大学歯科衛生士専門学校に改める
- 1987年 4月 法学部法学科開設
- 1988年 5月 明海大学と姉妹校協定を締結
- 1989年 4月 経営学部経営学科及び法学部法学科に教職課程を併設
- 1990年10月 フンボルト大学歯学部(ドイツ)と学術文化協力協定を締結
- 1991年 4月 経営学部情報管理学科開設  
同学科に教職課程を併設
- 1992年 4月 大学院法学研究科開設(法学専攻、博士前期(修士)課程)  
同研究科に教職課程を併設
- 1992年 7月 カリフォルニア大学ロサンゼルス校歯学部(アメリカ)と文化学術交流協定を締結
- 1993年 6月 メキシコ州立自治大学(メキシコ)と姉妹校協定を締結
- 1994年 4月 大学院法学研究科博士(後期)課程開設
- 1995年 4月 大学院経営学研究科開設(情報管理専攻、博士前期(修士)課程)  
同研究科に教職課程を併設
- 1997年 4月 大学院経営学研究科博士(後期)課程開設
- 1997年10月 朝日大学名古屋サテライトを開設  
基礎教育センターを設置  
ケベック大学モントリオール校(カナダ)と一般合意協定を締結
- 2001年 4月 留学生別科を開設
- 2001年 7月 第四軍医大学(中国)と姉妹校協定を締結
- 2002年 4月 経営学部ビジネス企画学科開設  
同学科に教職課程を併設  
朝日大学体育会設立
- 2006年 5月 トゥルク大学歯学部(フィンランド)と文化学術交流協定を締結
- 2007年 4月 朝日大学歯科臨床研究所附属歯科診療所の名称をPDI岐阜歯科診療所に改める
- 2008年 4月 シエナ大学歯学部(イタリア)と文化学術交流協定を締結
- 2009年 6月 岐阜県弁護士会と学術交流協定を締結
- 2010年 2月 国立大学法人三重大と包括的連携に関する協定を締結
- 2011年 3月 基礎教育センターを廃止
- 2012年 4月 経営学部情報管理学科の名称を経営学部経営情報学科に改める
- 2013年 4月 村上記念病院西館増築・総合健診センターを移転
- 2014年 4月 保健医療学部看護学科を開設  
経営学部経営情報学科の学生募集を停止  
大学院法学研究科博士後期課程(法学専攻)の学生募集を停止し、同研究科の課程名称を博士前期から修士に改める  
大学院経営学研究科博士後期課程(情報管理専攻)の学生募集を停止し、同研究科の課程名称を博士前期から修士に、併せて、同研究科の専攻名称を情報管理学から経営学に改める
- 2015年 3月 朝日大学名古屋サテライトを閉鎖  
ウェスタンケープ大学歯学部(南アフリカ共和国)と学術交流協定を締結
- 2015年 7月 北京外国語大学(中国)と学術交流協定を締結
- 2015年 9月 テキサス大学サンアントニオ校ヘルスサイエンスセンター歯学部(アメリカ)と学術交流協定を締結
- 2015年10月 タフツ大学歯学部(アメリカ)と学術交流協定を締結
- 2016年 4月 テキサス大学サンアントニオ校ヘルスサイエンスセンター看護学部(アメリカ)と学術交流に関する覚書を締結  
アラバマ大学バーミングハム校歯学部(アメリカ)と文化学術交流協定を締結
- 2016年 5月 名桜大学と学術交流及び連携に関する包括協定を締結  
国立勤益科技大(台湾)と学術交流に関する覚書を締結
- 2017年 3月 名桜大学との単位互換に関する覚書を締結
- 2017年 4月 保健医療学部健康スポーツ科学科を開設  
同学科に教職課程を併設
- 2018年 4月 経営学部ビジネス企画学科の学生募集を停止  
朝日大学歯学部附属病院の病棟を閉鎖し、名称を朝日大学医科歯科医療センターに改める  
朝日大学歯学部附属病院PDI岐阜歯科診療所の名称を朝日大学PDI岐阜歯科診療所に改める  
朝日大学歯学部附属村上記念病院の名称を朝日大学病院に改める  
ハワイ大学マノア校(アメリカ)と学術交流に関する覚書を締結

問い合わせ

## 朝日大学学事二課大学院法学研究科係

T E L : 058(329)1079 (ダイヤルイン)

E-mail : gakuji2@alice.asahi-u.ac.jp

岐阜県瑞穂市穂積 1851

### Access map



#### 【JR東海道本線】

穂積駅下車(名古屋駅から特別快速・新快速で24分)

朝日大学スクールバスで約5分

#### 【JR東海道新幹線】

岐阜羽島駅下車、車で約20分

#### 【自家用車】

名神・岐阜羽島ICから約20分(岐阜県庁から西へ約5分)

名神・安ハスマートIC(ETC専用)から約27分

名神・大垣ICから約30分